



証券コード 6279

第62回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年5月16日（金曜日）

午前10時 開会



開催場所

大阪府茨木市彩都はなだ二丁目1番2号

当社 本社

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）



決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

会計監査人選任の件

インターネット等又は書面（郵送）による議決権行使期限

2025年5月15日（木曜日）午後5時15分まで

大阪府茨木市彩都はなだ二丁目1番2号

株 主 各 位

株式 瑞光
会社

代表取締役社長 梅 林 豊 志

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。本総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.zuiko.co.jp/>



上記ウェブサイトアクセスいただき、上段メニューより「投資家情報」「IRライブラリー」「その他の開示書類」を順に選択いただき、「第62回定時株主総会招集ご通知」及び「第62回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」として掲載している資料をご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6279/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「瑞光」又は「コード」に当社証券コード「6279」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年5月15日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時

2025年5月16日（金曜日）午前10時 開会

2 場 所

大阪府茨木市彩都はなだ二丁目1番2号

当社 本社（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3 目的事項

報告事項

1. 第62期（2024年2月21日から2025年2月20日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監
査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（2024年2月21日から2025年2月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 **剰余金の処分の件**
 第2号議案 **取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件**
 第3号議案 **監査等委員である取締役3名選任の件**
 第4号議案 **会計監査人選任の件**

4 招集にあたっての
決定事項

- (1) インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 基準日までに書面交付請求をされていない株主様には、電子提供措置事項を要約した書面をお送りいたします。書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は記載していません（これらの書面につきましては、電子提供措置事項を掲載している前記インターネット上の各ウェブサイトをご参照ください。）。
従って、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時
2025年5月16日(金曜日)
午前10時

インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限
2025年5月15日(木曜日)
午後5時15分 入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

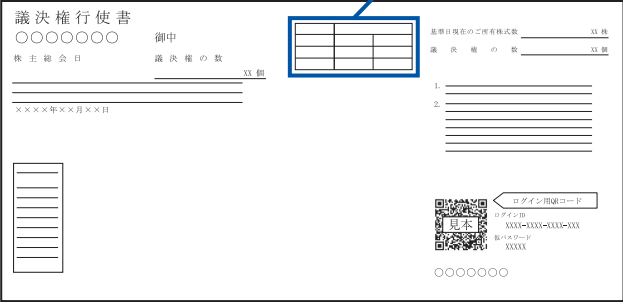


議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限
2025年5月15日(木曜日)
午後5時15分 到着分まで

ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により事前の議決権行使が可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、第4号議案

賛成の場合
反対の場合

第2、第3号議案

全員賛成の場合
全員反対の場合
一部の候補者を反対の場合

»» 「賛」 の欄に○印

»» 「否」 の欄に○印

»» 「賛」 の欄に○印

»» 「否」 の欄に○印

»» 「賛」 の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

- 3 -

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

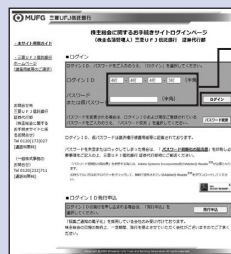


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご注意事項

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループでは、国内外の衛生用品メーカーを中心に衛生用品製造機械等の提案活動を積極展開するとともに、受注済みの機械製造案件や改造案件の早期完成・引渡し、部品販売の促進に努めることで、売上拡大を図っております。

当連結会計年度においては、これまでの主力市場である日本・中国での需要が大きく減少する中、海外顧客の新規開拓・受注活動に重点的に取り組みました。しかしながら、日本向け及び中国向けの売上減少に加え、受注済み案件の進捗遅れにより当連結会計年度に予定していた売上高が翌連結会計年度にずれ込んだことなどから、売上高は19,950百万円（前期比8.2%減）となりました。主な製品別売上高では、小児用紙おむつ製造機械6,870百万円（同49.8%増）、大人用紙おむつ製造機械6,369百万円（同37.3%減）、生理用ナプキン製造機械3,109百万円（同18.5%減）、部品2,809百万円（同25.5%増）、その他792百万円（同15.9%減）となり、小児用紙おむつ製造機械の売上高が3期ぶりに増加に転じました。

利益面においては、売上高の減少に加えて、製品の高付加価値化を図る中で難易度の高い案件が増えていることや海外子会社の棚卸資産の販売可能性を保守的に検討して評価損を計上したこと等から原価率が大きく上昇しました。販売費及び一般管理費は前期比で減少したものの売上総利益の減少を補うことができず、営業損失は307百万円（前期は営業利益1,027百万円）、経常損失は149百万円（前期は経常利益1,427百万円）と赤字での着地となりました。また、保有株式の縮減に伴い投資有価証券売却益を特別利益に計上しましたが、グループ内の資金政策の見直しに伴う税効果会計の処理（一過性の費用計上）の影響もあり、親会社株主に帰属する当期純損失は788百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1,378百万円）となりました。

受注環境におきましては、日本・中国での需要動向は厳しい状況が継続すると見込んでおります。当社グループは、新興国向けの小児用紙おむつ製造機械や生理用ナプキン製造機械の受注活動を積極化させ、2024年6月より子会社となったZUIKO DELTA S.R.L.（イタリア）を通じて欧州での受注活動を強化しております。これらの結果、当連結会計年度中の受注高は21,767百万円（前期比8.6%増）、当連結会計年度末の受注残高14,772百万円（同14.0%増）となりました。

製品別売上高

製品別	第61期（2024年2月期）		第62期（2025年2月期）		前期比増減（△） （%）
	売上高 （百万円）	構成比 （%）	売上高 （百万円）	構成比 （%）	
生理用ナプキン製造機械	3,815	17.6	3,109	15.6	△18.5
小児用紙おむつ製造機械	4,586	21.1	6,870	34.4	49.8
大人用紙おむつ製造機械	10,156	46.7	6,369	31.9	△37.3
その他の機械	748	3.4	398	2.0	△46.7
部品	2,237	10.3	2,809	14.1	25.5
その他	193	0.9	393	2.0	103.3
合計	21,737	100.0	19,950	100.0	△8.2
（うち海外）	(17,019)	(78.3)	(16,121)	(80.8)	(△5.3)

製品別受注状況

製品別	第61期（2024年2月期）		第62期（2025年2月期）		前期比増減（△）	
	受注高 （百万円）	受注残高 （百万円）	受注高 （百万円）	受注残高 （百万円）	受注高 （百万円）	受注残高 （百万円）
生理用ナプキン製造機械	3,189	1,406	3,429	1,725	240	319
小児用紙おむつ製造機械	7,441	4,967	8,171	6,268	730	1,301
大人用紙おむつ製造機械	6,327	5,501	6,128	5,260	△199	△240
その他の機械	652	1,080	835	1,517	183	437
部品	2,237	—	2,809	—	571	—
その他	193	—	393	—	199	—
合計	20,041	12,954	21,767	14,772	1,726	1,817
（うち海外）	(16,525)	(11,265)	(17,021)	(12,164)	(495)	(899)

2. 対処すべき課題

当社グループは『Make the Impossible Possible』をコーポレートメッセージとして掲げ、「ものづくりのグローバルメーカーとして新しい価値を創造し、ヘルスケア産業の発展と人々の健康・福祉に貢献する」ことをMISSIONとしております。

当社グループの主力製品である衛生用品製造機械の需要は、最終製品である紙おむつや生理用ナプキン等の消費動向に影響を受けます。これらの衛生用品の市場は、成長が期待される地域も存在するものの、グローバル全体では緩やかな成長に留まると見込まれます。また、当社グループにとって主要な市場であった日本においては、少子化の加速や人口減少を背景に、大きな需要増加が見込みにくい環境にあります。同じく主要市場である中国においては、少子化の加速に加えて、景況感の回復に時間を要すると見込んでおります。このような状況のなか、当社グループでは新興国を中心に海外顧客を積極的に開拓しておりますが、競合企業の技術力の向上も見られ、競争環境は厳しさを増しております。

このような経営環境のもと、当社グループでは「第4次中期経営計画」（2026年2月期～2028年2月期）を策定いたしました。衛生用品製造機械の販売台数が必ずしも増加しないとの前提にたったうえで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現できる事業構造への変革を図ってまいります。

中期経営計画における重点戦略は以下の通りです。

(1) 衛生用品製造機械事業の競争力再生

① 付加価値を高める

衛生用品製造機械の付加価値向上に加えて、機械本体以外（改造案件や部品・ユニットの販売等）での価値提供も強化してまいります。

② コスト競争力の向上

グループ内の生産拠点の連携強化、モジュール設計の推進による製品の短納期化、Value Engineering等に取り組みます。

(2) 新規事業の加速による事業ポートフォリオ拡充

既存の技術や事業領域と関連のある事業に取り組み、第2・第3の収益の柱を築くことで持続的な成長の礎を築いてまいります。また、衛生用品製造機械の売上のボラティリティを緩和し、収益性の安定化を図ります。

新規事業の育成・拡大にあたっては、研究開発や設備投資に積極的に取り組むとともに、M&Aも積極的に活用してまいります。一方で、事業性を早期に見極め、選択と集中を図ることで、収益性の確保を図ります。

財務面では、資本効率を高める観点から、自己資本の適正化や有利子負債の活用も課題と認識しており、株主還元にも積極的に取り組んでまいります。

「第4次中期経営計画」では『SPEED&CHALLENGE』をテーマにこれらの課題に取り組み、最終年度（2028年2月期）の目標であるROE 6.0%以上、新規事業の売上高80億円以上、そして3カ年累計の配当総額20億円以上の達成を目指してまいります。

3. 当社グループの財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第59期 (2022年2月期)	第60期 (2023年2月期)	第61期 (2024年2月期)	第62期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高	23,580	26,505	21,737	19,950
経常利益又は経常損失 (△)	2,421	2,219	1,427	△149
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△)	1,736	2,665	1,378	△788
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	66円07銭	101円21銭	52円23銭	△29円78銭
総資産	50,213	49,643	49,271	52,384
純資産	30,055	33,088	34,752	34,268
1株当たり純資産額	1,138円92銭	1,252円73銭	1,313円85銭	1,292円55銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均株式数により、また、1株当たり純資産額については自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

4. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は767百万円であり、その主なものは、当社本社工場の蓄電池導入に伴う支出174百万円及び株式会社COTEXの土地購入に伴う支出186百万円によるものであります。

当連結会計年度は、設備資金について特記すべき事項はありません。

当社グループの運転資金及び設備投資等に必要な資金は、自己資金に加えて、借入金及び社債(社債は第58期に発行済)によりまかなっております。

5. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
瑞光（上海）電気設備 有限公司	中華人民共和国 上海市	18,500千 米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむ つ製造機械の製造及び部品の販売 並びにサービス業務
株式会社瑞光メディカル	大阪府摂津市	75,000千円	100.0%	医療材料及びその他医療用消耗品の 製造販売 ペット用品及び介護用品の製造販売
ZUIKO INC.	アメリカ合衆国 ジョージア州	1,500千 米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむ つ製造機械及び部品の販売並びに サービス業務
ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州	40,000千 ブラジルアル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむ つ製造機械の製造及び部品の販売 並びにサービス業務
ZUIKO MACHINERY (THAILAND)CO.,LTD.	タイ王国 バンコク都	74,000千 タイバーツ	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむ つ製造機械及び部品の販売並びに サービス業務
PT.ZUIKO MACHINERY INDONESIA	インドネシア共和国 西ジャワ州	2,400千 米ドル	100.0% (1.0%)	生理用ナプキン製造機械・紙おむ つ製造機械及び部品の販売並びに サービス業務
ZUIKO INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 カルナタカ州	65百万 ルピー	100.0% (0.00002%)	生理用ナプキン製造機械・紙おむ つ製造機械及び部品の販売並びに サービス業務
ZUIKO EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ市	25千 ユーロ	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむ つ製造機械及び部品の販売並びに サービス業務
株式会社ZUIKO INNOVATION CENTER	大阪府茨木市	50,000千円	100.0%	衛生用品、医療機器、医療用中間材料 製造機械及び産業廃棄物リサイクル設 備等の高度な研究開発と技術支援
株式会社COTEX	岡山県倉敷市	10,000千円	100.0%	コットン製品の製造及び販売
ZUIKO DELTA S.R.L.	イタリア共和国 ロンバルディア州	80千 ユーロ	90.0%	生理用ナプキン製造機械・紙おむ つ製造機械の製造及び部品の販売 並びにサービス業務

- (注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2. 2024年6月10日付でDELTA S.R.L.の持分を取得し、同社を連結子会社といたしました。
なお、2024年12月27日付で同社は、商号をZUIKO DELTA S.R.L.に変更いたしました。
3. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

6. 主要な事業内容

当社グループは主として生理用ナプキン製造機械、紙おむつ製造機械及びそれらに付随する機械装置、部品を製造販売しております。これらは、すべて受注生産の形態をとっております。

7. 主要拠点等

(当社)	
本社並びに工場	大阪府茨木市
鳥飼中工場	大阪府摂津市
鳥飼上工場	大阪府摂津市
鶴野工場	大阪府摂津市
(瑞光（上海）電気設備有限公司)	
本社並びに工場	中華人民共和国
(株式会社瑞光メディカル)	
本社並びに工場	大阪府摂津市
(ZUIKO INC.)	
本社	アメリカ合衆国
(ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.)	
本社並びに工場	ブラジル連邦共和国
(ZUIKO MACHINERY(THAILAND)CO.,LTD.)	
本社並びに工場	タイ王国
(PT.ZUIKO MACHINERY INDONESIA)	
本社並びに工場	インドネシア共和国
(ZUIKO INDIA PRIVATE LIMITED)	
本社	インド共和国
(ZUIKO EUROPE GMBH)	
本社	ドイツ連邦共和国
(株式会社ZUIKO INNOVATION CENTER)	
本社	大阪府茨木市
(株式会社COTEX)	
本社並びに工場	岡山県倉敷市
(ZUIKO DELTA S.R.L.)	
本社並びに工場	イタリア共和国

8. 使用人の状況

(1) 企業集団の状況

使用人数 597名（前連結会計年度末比14名増）

(2) 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
300名	4名減	38.5歳	10.9年

（注）上記使用人数には、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託）27名は含んでおりません。

9. 主要な借入先の状況

借入先	借入額（千円）
株式会社日本政策投資銀行	2,250,000

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数	76,000,000株
2. 発行済株式の総数	26,465,175株 (自己株式2,334,825株を除く。)
3. 単元株式数	100株
4. 株主数	11,560名
5. 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	6,815	25.75
株式会社みちかけ	3,000	11.34
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	2,497	9.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,279	4.83
和田 明男	1,000	3.78
ユニ・チャーム株式会社	980	3.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（リテール信託口 620019875）	941	3.56
BNYM AS AGT／CLTS 10 PERCENT	769	2.91
白十字株式会社	615	2.33
株式会社和田ホールディングス	600	2.27

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。
2. 当社は、自己株式を2,334,825株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	当社普通株式 9,700株	2名

（注）当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（譲渡制限付株式）であります。

Ⅲ 新株予約権等の状況

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額新株予約権 1個当たり	行使価額株式 1株当たり	行使期間
第1回 新株予約権	2016年 6月1日	308個	普通株式 30,800株	93,350円	1円	2016年6月2日から 2066年6月1日まで
第2回 新株予約権	2017年 6月1日	364個	普通株式 36,400株	78,550円	1円	2017年6月2日から 2067年6月1日まで
第3回 新株予約権	2018年 6月1日	316個	普通株式 31,600株	72,250円	1円	2018年6月2日から 2068年6月1日まで
第4回 新株予約権	2019年 6月3日	344個	普通株式 34,400株	69,675円	1円	2019年6月4日から 2069年6月3日まで
第5回 新株予約権	2020年 6月1日	192個	普通株式 19,200株	86,575円	1円	2020年6月2日から 2070年6月1日まで

(注) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、顧問、相談役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるとします。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとします。

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる株式の 種類及び数	保有人数及び個数
第1回新株予約権	44個	普通株式 4,400株	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 1名 44個
第2回新株予約権	52個	普通株式 5,200株	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 1名 52個
第3回新株予約権	76個	普通株式 7,600株	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 1名 76個
第4回新株予約権	84個	普通株式 8,400株	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 1名 84個
第5回新株予約権	88個	普通株式 8,800株	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) 1名 88個

2. その他新株予約権等の状況

2024年2月26日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第6回新株予約権 (行使価額修正条項及び行使許可条項付)
発行決議日	2024年2月26日
新株予約権の総数	40,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 4,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり740円 (総額29,600,000円)
新株予約権の払込期日	2024年3月21日
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1株につき1,594円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の91%に相当する金額に修正される。ただし、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。 下限行使価額は1,061円とする。
新株予約権を行使することができる期間	2024年3月22日から2027年3月23日まで
割当方法	第三者割当の方法
割当先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

- (注) 1. 本新株予約権につきましては、2024年6月28日までに363個が権利行使されております。
2. 当社は、2024年7月22日開催の取締役会において、本新株予約権の取得及び消却について決議し、同年8月6日付で残存する39,637個全ての本新株予約権の取得及び消却を実施いたしました。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2025年2月20日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梅林豊志	最高経営責任者（CEO） 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事
取締役	徐毅	瑞光（上海）電気設備有限公司 董事長 瑞光（上海）電気設備有限公司 總經理
取締役	浅田哲弘	瑞光（上海）電気設備有限公司 監事
取締役 （監査等委員）	竹内隆夫	竹内総合法律事務所 所長
取締役 （監査等委員）	日置政克	T H K 株式会社 社外取締役 株式会社すき家 社外取締役 瑞光（上海）電気設備有限公司 董事
取締役 （監査等委員）	石原美保	石原公認会計士・税理士事務所 所長 株式会社淀川製鋼所 社外取締役 日亜鋼業株式会社 社外取締役 海南監査法人 代表社員

- （注）
1. 取締役（監査等委員）竹内隆夫、日置政克及び石原美保の3氏は社外取締役であります。
 2. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 3. 取締役（監査等委員）石原美保氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役（監査等委員）竹内隆夫、日置政克及び石原美保の3氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、社外取締役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額としております。

6. 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補償されることになります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

2. 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の決定の方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、当社は、役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経たうえで、2021年4月5日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決議しております。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動も考慮した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、固定金銭報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、その職務に鑑み固定金銭報酬としての基本報酬のみで構成する。

- ② 固定金銭報酬の額又はその決定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、総合的に勘案して決定するものとする。なお、当社は、2008年5月16日開催の第45回定時株主総会において退職慰労金の打切り支給を決議しており、当該決議時点で在籍していた業務執行取締役に對しては、月例の固定金銭報酬に加えて、当該決議及び当社の退職慰労金支給規程に従って、退任後に退職慰労金を支払うこととする。

- ③ 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためのインセンティブとして位置づけ、各連結会計年度の売上高・営業利益・当期純利益・ROEを業績指標として、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給することとする。

- ④ 非金銭報酬の内容及び当該非金銭報酬の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、中長期的な業績と連動させて、持続的成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、金銭報酬との割合を適切に設定するものとする。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。

⑤ 固定金銭報酬、業績連動報酬又は非金銭報酬の割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて、具体的な割合については役員人事・報酬諮問委員会における検討を行う。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定にあたっては、役員人事・報酬諮問委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬に関する業績指標の目標値が達成された場合には、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬は66.7：22.2：11.1とする。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定権限を委任することとする。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の担当業務の業績を踏まえた業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）の評価分配とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重するものとする。

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の割当株式数及びその現物出資財産としての金銭債権の額を決定するものとする。

ウ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等（基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与））の内容の決定を、代表取締役社長に委任しております。

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等（基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与））の内容については、代表取締役社長が、役員人事・報酬諮問委員会による審議及び取締役会に対する答申を最大限尊重して決定しており、また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等（非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬）については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の割当株式数及びその現物出資財産としての金銭債権の額を決定していることから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

エ 監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議により定められた監査等委員である取締役全員の報酬限度の範囲内で決定しております。

監査等委員である取締役については、基本報酬である月例の固定金銭報酬のみを支給しており、その個人別の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

(2) 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	103,534	65,713	27,265	10,555	3名
（うち社外取締役）	(－)	(－)	(－)	(－)	(一名)
取締役（監査等委員）	28,800	28,800	－	－	3名
（うち社外取締役）	(28,800)	(28,800)	(－)	(－)	(3名)
合 計	132,334	94,513	27,265	10,555	6名
（うち社外役員）	(28,800)	(28,800)	(－)	(－)	(3名)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬に関する事項

- (1) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

業績指標の内容は下記(2)の表のとおりとなります。これらの指標を選択した理由は、企業価値の持続的な向上を図り株主利益に連動させるものとして、当期の業務執行の成果を統一的かつ客観的に示すものであると判断したためであります。

これらの指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を当事業年度に係る業績連動報酬の額としております。

- (2) 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標に関する実績

業績評価指標	目標 (2024年4月5日発表)	実績 (2025年4月5日発表)
売上高	24,000百万円	19,950百万円
営業利益又は営業損失	1,680百万円	△307百万円
当期純利益又は当期純損失	720百万円	△149百万円
ROE	2.1%	△2.3%

3. 非金銭報酬に関する事項

後記「(4) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」記載の譲渡制限付株式（譲渡制限期間は取締役の任期期間とし、取締役の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する。）を付与しております。その交付状況は前記「Ⅱ 6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本(3)において同じ。）の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）については、取締役会決議に基づき代表取締役社長梅林豊志にその具体的内容の決定権限を委任しており、これに基づき、代表取締役社長は、取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役（社外取締役を除く。）の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬としての金銭報酬（賞与）の評価配分としております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、代表取締役社長に対して委任した当該権限が適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重するものとしております。

(4) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の限度額は、2023年5月18日開催の第60回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）です。

さらに、2023年5月18日開催の第60回定時株主総会において、上記報酬等の限度額とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度として、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対して年額50百万円以内の範囲で金銭債権を支給し、当該金銭債権の支給を受けた取締役が同金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式を合計年50,000株以内で割り当てること、並びに当該普通株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従うことを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2023年5月18日開催の第60回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

- (5) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 内 隆 夫	竹内総合法律事務所 所長	—
	日 置 政 克	T H K 株式会社 社外取締役 株式会社すき家 社外取締役	—
	石 原 美 保	石原公認会計士・税理士事務所 所長 株式会社淀川製鋼所 社外取締役 日亜鋼業株式会社 社外取締役 海南監査法人 代表社員	—

- (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員 会出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	竹内隆夫	13/13回	15/15回	弁護士として企業法務等に関する専門的知見に基づき、取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、監査等委員会では内部統制の有効性等について、適宜発言をしており、経営に対する監督を行っております。また、監査等委員会の委員長として議事を主導することなどにより、監査の実効性の確保等適切な役割を果たしております。
	日置政克	12/13回	14/15回	グローバル企業かつ製造業における経営部門での責任者としての見識・経験に基づき、取締役会及び監査等委員会において、経営体質の改善に向けての重要な発言をしており、経営に対する監督を行っております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役の選任及び取締役の処遇などの客観性と公正性の確保において適切な役割を果たしております。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員 会出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	石原美保	13/13回	15/15回	公認会計士・税理士としての専門的知見に基づき、取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、監査等委員会では内部統制の有効性等について、適宜発言をしており、経営に対する監督を行っております。また、当社グループの企業価値向上に向けた監査の実効性の確保等適切な役割を果たしております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

なお、瑞光（上海）電気設備有限公司については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するErnst&Youngのメンバーファームの監査を受けております。

2. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

45,800千円

3. 会計監査人に当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58,227千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT.ZUIKO MACHINERY INDONESIA等5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 非監査業務の内容

連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関する助言業務であります。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅵ 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、紙おむつ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして、時代の変化に対応する柔軟な発想を持ち、国内はもとより海外にも積極的に事業展開し、ユーザーのニーズに応える受注体制で事業基盤を拡大することにより、世界の人々へ貢献できる企業へと発展していくことを目指しております。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする、当社に関わる様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、中長期的な視点に立った企業活動を行うことで当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模な買付も自由であり、最終的には上記のような観点から株主の皆様が判断されるべきであると考えております。しかしながら、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう可能性がある大規模な買付行為がなされた場合の具体的な対応策等につきましては、状況に応じ然るべき対策を株主の皆様にお諮りすることも含め、今後とも慎重に検討をすすめます。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に加え、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要施策と位置付けております。剰余金の配当については、事業活動で獲得した各年度の利益を株主の皆様分配到するという見地から、配当性向を基本的な指標としております。配当額の検討にあたっては、連結配当性向30%を目標に、将来の事業展開や財務健全性確保に必要な内部留保、資本効率の改善などとのバランスを勘案して決定いたします。また、自己株式取得については、将来の戦略投資や財務状況、株価水準等を総合的に勘案し、必要と判断した場合には適宜実施いたします。

当事業年度は、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、2024年11月1日に実施した中間配当5円と2025年5月16日開催予定の第62回定時株主総会における剰余金の処分議案の承認可決を条件とした期末配当5円を合わせ、1株当たりの年間配当を10円とさせていただく予定であります。

当事業年度の自己株式取得については、単元未満株式の買取りなど軽微なものを除き実施しておりません。

今後とも不透明な経営環境が続くことが想定されますが、引き続き業績向上と財務体質強化に取り組み、株主の皆様に対する利益還元につなげてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	35,526,550
現金及び預金	15,324,753
売掛金	1,789,047
契約資産	8,555,577
電子記録債権	1,313,780
商品及び製品	92,751
仕掛品	4,234,991
原材料及び貯蔵品	2,523,665
その他	1,695,873
貸倒引当金	△3,890
固定資産	16,858,188
有形固定資産	15,152,442
建物及び構築物	8,554,926
機械装置及び運搬具	894,444
土地	5,206,618
リース資産	10,665
建設仮勘定	149,806
その他	335,981
無形固定資産	829,644
ソフトウェア	163,444
ソフトウェア仮勘定	26,449
のれん	237,003
その他	402,746
投資その他の資産	876,101
投資有価証券	651,675
繰延税金資産	97,325
長期預金	69,750
破産更生債権等	916
その他	57,351
貸倒引当金	△916
資産合計	52,384,739

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	14,961,174
支払手形及び買掛金	2,325,393
電子記録債務	1,877,254
1年内返済予定の長期借入金	382,510
1年内償還予定の社債	5,000,000
リース債務	12,950
未払金	875,909
未払法人税等	45,588
契約負債	3,641,381
賞与引当金	289,225
役員賞与引当金	15,800
製品保証引当金	86,879
株主優待引当金	25,196
受注損失引当金	315,460
その他	67,623
固定負債	3,154,972
長期借入金	2,164,148
リース債務	13,042
長期未払金	249,094
繰延税金負債	632,602
退職給付に係る負債	96,085
負債合計	18,116,147
純 資 産 の 部	
株主資本	30,818,121
資本金	1,888,510
資本剰余金	2,890,580
利益剰余金	26,589,477
自己株式	△550,446
その他の包括利益累計額	3,389,439
その他有価証券評価差額金	344,420
土地再評価差額金	△752,204
為替換算調整勘定	3,823,522
退職給付に係る調整累計額	△26,299
新株予約権	40,755
非支配株主持分	20,275
純資産合計	34,268,592
負債・純資産合計	52,384,739

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年2月21日から2025年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,950,779
売上原価		17,307,068
売上総利益		2,643,711
販売費及び一般管理費		2,950,754
営業損失		307,043
営業外収益		
受取利息	191,180	
受取配当金	16,642	
その他	104,072	311,895
営業外費用		
支払利息	24,019	
社債利息	24,000	
為替差損	92,107	
持分法による投資損失	231	
その他	13,983	154,341
経常損失		149,489
特別利益		
固定資産売却益	636	
投資有価証券売却益	628,607	629,244
特別損失		
固定資産売却損	281	
固定資産除却損	10,612	10,894
税金等調整前当期純利益		468,860
法人税、住民税及び事業税	295,096	
法人税等調整額	970,881	1,265,978
当期純損失		797,117
非支配株主に帰属する当期純損失		9,041
親会社株主に帰属する当期純損失		788,076

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年 2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	18,565,068
現金及び預金	3,246,778
電子記録債権	1,313,780
売掛金	2,423,392
契約資産	8,555,577
仕掛品	826,673
原材料及び貯蔵品	689,494
前渡金	429,357
前払費用	69,892
関係会社短期貸付金	130,000
その他	1,028,112
貸倒引当金	△147,989
固定資産	18,025,489
有形固定資産	11,685,930
建物	5,820,202
構築物	270,823
機械及び装置	373,184
車両及び運搬具	1,841
工具、器具及び備品	231,375
土地	4,872,608
リース資産	394
建設仮勘定	115,500
無形固定資産	149,068
ソフトウェア	121,935
ソフトウェア仮勘定	26,449
電話加入権	683
投資その他の資産	6,190,490
投資有価証券	596,825
関係会社株式	885,662
関係会社出資金	3,659,020
関係会社長期貸付金	690,420
繰延税金資産	338,466
長期前払費用	35,075
前払年金費用	17,858
破産更生債権等	916
その他	13,725
貸倒引当金	△47,479
資産合計	36,590,558

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	10,640,141
買掛金	1,431,901
電子記録債務	1,877,254
1年内返済予定の長期借入金	250,000
1年内償還予定の社債	5,000,000
リース債務	639
未払金	369,392
未払法人税等	33,684
未払費用	14,506
契約負債	1,011,327
預り金	19,530
前受収益	764
賞与引当金	211,000
製品保証引当金	61,051
役員賞与引当金	15,800
株主優待引当金	25,196
受注損失引当金	315,460
その他	2,632
固定負債	2,209,457
長期借入金	2,000,000
長期未払金	206,457
その他	3,000
負債合計	12,849,598
純 資 産 の 部	
株主資本	24,107,987
資本金	1,888,510
資本剰余金	2,890,580
資本準備金	2,750,330
その他資本剰余金	140,250
利益剰余金	19,879,343
利益準備金	206,864
その他利益剰余金	19,672,479
別途積立金	10,500,000
繰越利益剰余金	9,172,479
自己株式	△550,446
評価・換算差額等	△407,783
その他有価証券評価差額金	344,420
土地再評価差額金	△752,204
新株予約権	40,755
純資産合計	23,740,959
負債・純資産合計	36,590,558

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年2月21日から2025年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,367,544
売上原価		13,852,631
売上総利益		1,514,913
販売費及び一般管理費		1,871,957
営業損失		357,044
営業外収益		
受取利息	15,600	
受取配当金	1,890,224	
受取賃貸料	7,740	
その他	28,713	1,942,278
営業外費用		
支払利息	16,044	
社債利息	24,000	
貸倒引当金繰入	46,563	
賃貸収入原価	9,471	
為替差損	96,063	
その他	11,444	203,587
経常利益		1,381,645
特別利益		
固定資産売却益	636	
投資有価証券売却益	628,607	629,244
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	9,999	10,000
税引前当期純利益		2,000,890
法人税、住民税及び事業税	232,816	
法人税等調整額	69,582	302,398
当期純利益		1,698,491

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 康 弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社瑞光の2024年2月21日から2025年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社瑞光及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 康 弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社瑞光の2024年2月21日から2025年2月20日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年2月21日から2025年2月20日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月10日

株式会社 瑞 光 監査等委員会

監 査 等 委 員 竹 内 隆 夫 ㊞

監 査 等 委 員 日 置 政 克 ㊞

監 査 等 委 員 石 原 美 保 ㊞

(注) 監査等委員竹内隆夫、日置政克及び石原美保は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に加え、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要施策と位置付けております。剰余金の配当については、事業活動で獲得した各年度の利益を株主の皆様分配到するという見地から、配当性向を基本的な指標としております。配当額の検討にあたっては、連結配当性向30%を目標に、将来の事業展開や財務健全性確保に必要な内部留保、資本効率の改善などとのバランスを勘案して検討することとしております。

2025年2月期におきましては、親会社株主に帰属する当期純利益が損失となりましたが、有利子負債と自己資本のリバランスを図り資本効率を向上する観点から、期末配当を1株当たり5円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項及びその総額

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金5円 総額132,325,875円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年5月19日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合の年間配当金は、中間配当5円と期末配当5円、合計10円となります。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1	うめ ばやし とよ し 梅 林 豊 志	(1963年9月29日生)	所有する当社の株式数	再 任
			53,900株	

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 4月	当社入社
2002年 4月	当社設計部長
2003年 5月	当社取締役設計部長
2009年 4月	瑞光（上海）電気設備有限公司董事（現任）
2011年 1月	当社取締役
2018年 3月	当社代表取締役副社長執行役員ＣＯＯ
2018年 5月	当社代表取締役副社長ＣＯＯ
2020年 5月	当社代表取締役社長ＣＥＯ（現任）

取締役候補者とした理由

梅林豊志氏は、2020年5月に当社代表取締役社長として就任後、攻めの投資を行うことにより、既存事業の収益性の向上と拡大を進め、新事業の開拓にもチャレンジしております。監査等委員会設置会社への移行時には最適な業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、競争力の強化に尽力しました。今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

じょ
徐い
毅

(1974年6月27日生)

所有する当社の株式数

一株

再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年 2月	当社入社
2003年 12月	瑞光（上海）電気設備有限公司へ出向
2013年 5月	同社副総経理
2015年 5月	同社総経理（現任）
2016年 5月	当社執行役員
2017年 5月	当社取締役執行役員
2017年 6月	瑞光（上海）電気設備有限公司董事長（現任）
2018年 3月	当社取締役執行役員 アジアエリア統括部長
2018年 5月	当社取締役 アジアエリア統括部長
2020年 5月	当社取締役 グローバル統括部長
2021年 5月	当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

徐毅氏は、中国拠点の礎を築き、強いリーダーシップを発揮して、当社中国事業の成長を牽引しております。2017年5月に当社取締役に就任後、中国拠点だけでなく、タイ・インドネシア・インドをはじめとする当社グループの各拠点との連携を強め、広い視野と長期的な視点を持ってプロジェクトを立案し、リーダーシップを発揮しながらグループ戦略を推進しております。このようなグループ全体を俯瞰的に見る事業戦略構築力、変革推進におけるリーダーシップなどを有することから、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

おくのふみひこ
奥野文彦

(1961年11月3日生)

所有する当社の株式数

329株

新任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2005年 6月 同社粉浜法人営業部長
2007年 5月 同社兵庫法人営業部長
2009年 4月 同社法人マーケティング部長
2011年 4月 同社名古屋法人営業第二部長
2014年 4月 同社梅田法人営業第一部長
2015年 4月 同社理事梅田法人営業第一部長
2016年 8月 株式会社パロマ常務取締役経理部長
2017年 4月 同社取締役常務執行役員管理本部長
2019年 4月 同社取締役専務執行役員管理本部管掌
2021年12月 銀泉株式会社常務執行役員保険事業部門
2022年 6月 大手町建物管理株式会社代表取締役社長
2024年 7月 当社入社

取締役候補者とした理由

奥野文彦氏は、30年以上にわたり銀行で営業業務に従事し、金融や財務に関する深い知見を有しております。加えて株式会社パロマにおいて管理部門管掌の取締役を歴任したのち、銀泉株式会社及び大手町建物管理株式会社においても経営に携わっていることから、経営全般に関する経験と見識を有しております。当社に入社後は、収益性改善に向けて要因分析をはじめ、具体的な改善方法の提示にとどまらず担当者と伴走してプロジェクトを推進し、改善成果を上げております。今後の当社グループにおける財務戦略の立案・推進に尽力し、当社の企業価値向上に適切な人材と判断し、同氏を新たに取締役候補者としました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。梅林豊志及び徐毅の両氏はすでに当該保険契約の被保険者となっており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き被保険者となります。また、奥野文彦氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②填補の対象とされる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補償いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

たけ うち たか お
竹内 隆夫

（1950年12月3日生）

所有する当社の株式数

一株

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4月 弁護士登録

1977年 4月 三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）アソシエイト弁護士

1984年 4月 同事務所パートナー弁護士

1988年 4月 竹内総合法律事務所所長（現任）

2008年 5月 当社社外監査役

2023年 5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹内隆夫氏は、当社の社外監査役として監査業務において適切な役割を果たしてきました。当社の監査等委員である社外取締役に就任後においても、弁護士としての豊富な経験と専門的知見に基づき独立した立場から法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般に関する助言を行っております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくこと、また、任意の委員会である役員人事・報酬諮問委員会の委員として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待して、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

い し は ら み ほ
石原美保

(1969年2月17日生)

所有する当社の株式数

一株

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1996年 10月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2002年 1月	公認会計士登録
2006年 2月	株式会社プロティビティ・ジャパン（現プロティビティLLC）入社
2009年 4月	EYアドバイザリー株式会社（現EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社）入社
2010年 5月	石原公認会計士事務所（現石原公認会計士・税理士事務所）開設、所長（現任）
2019年 6月	株式会社淀川製鋼所 社外監査役
2022年 6月	日亜鋼業株式会社 社外取締役（現任）
2023年 5月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年 7月	海南監査法人 代表社員（現任）
2024年 6月	株式会社淀川製鋼所 社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石原美保氏は、公認会計士・税理士として事業計画作成支援、事業承継、資産管理、財務戦略等の業務及び会計監査実務に従事しておりました。また、当社監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言、提言を行っております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくにあたり重要な役割を担っていただくことを期待して、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

さ か も と
坂 本

じゅん
淳

(1964年10月10日生)

所有する当社の株式数

一株

新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	株式会社不二越入社
2010年 2月	同社経営企画部経営管理室長
2015年 2月	同社執行役員経営企画部経営管理室長
2017年 2月	同社取締役経営企画部長 組織・人事・教育担当、広報担当、情報化担当
2019年 2月	同社代表取締役社長
2023年 2月	同社顧問
2024年 2月	同社顧問退任

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂本淳氏は、株式会社不二越において機械加工、ロボットなどのマシニング事業、ベアリング・油圧機器などの機能部品事業、材料・熱処理などのマテリアル事業という当社事業に関連する事業分野において、経営者としてのリーダーシップを発揮し、事業構造の改革と業容の拡大に尽力しておりました。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や監督を行っていただくにあたり重要な役割を担っていただくことを期待して、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内隆夫、石原美保及び坂本淳の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、竹内隆夫及び石原美保の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。また、坂本淳氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。竹内隆夫及び石原美保の両氏はすでに当該保険契約の被保険者となっており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き被保険者となります。また、坂本淳氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
- 保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②填補の対象とされる保険事故の概要
- 特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補償いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。
5. 社外取締役候補者について
- (1) 社外取締役としての独立性について
- 当社グループと竹内隆夫、石原美保及び坂本淳の3氏の業務執行者としての兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める独立性基準（後掲【ご参考】社外取締役の独立性基準をご参照ください。）により一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分独立性を有していると判断いたしました。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができることについて
- 竹内隆夫及び石原美保の両氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、前記「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (3) 当社の社外取締役に就任してからの年数について
- 竹内隆夫及び石原美保の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、竹内隆夫氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
6. 当社は、竹内隆夫及び石原美保の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。また、坂本淳氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

【ご参考】 社外取締役の独立性基準

当社取締役会は、社外取締役の独立性判断基準を以下のように定めて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる候補者を選定するよう努めております。

1 基本的な考え方

独立社外取締役とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいうものとする。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるため、独立性はないと判断する。

2 独立性の判断基準

上記1の基本的な考え方を踏まえて、以下に該当する者は、独立性はないものと判断する。

(1) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

当社または当社の子会社が、当該取引先的意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係がある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当社または当社の子会社との取引による売上高が、当該取引先の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門を通じて、当該兼務先へ直接照会を行う等の方法により、当社及び当社子会社と当該企業との取引関係を調査し、その独立性について判定を行う。

(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

当社の意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係のある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当該取引先との取引による当社の売上高が、当社の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門と協議し、その独立性について判定を行う。

(3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

「多額の金銭その他の財産」の判断に当たっては、会社法施行規則第74条第4項第7号二または同規則第76条第4項第6号二の「多額の金銭その他の財産」に準じて判断するものとし、当該財産を得ている者の総収入に対する当社からの報酬の依存度が相当程度高い場合には、これに該当するものと判定する。

(4) 過去1年間に於いて、上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者

(5) 以下に掲げる者のうち重要な者の配偶者または二親等内の親族

(a) 上記(1)から(4)に該当する者

(b) 当社の子会社の業務執行者

(c) 過去1年間に於いて、上記(b)に該当していた者

(d) 過去1年間に於いて、当社の業務執行者であった者

【ご参考】

本総会終結後の取締役会のスキル・マトリックス

氏 名	役位及び 担当	独立性	当社が特に期待する分野								
			経営 経験	財務 会計	法務 コンプライアンス	リスク マネジ メント	人材開発 労務	営業	海外 展開	マーケ ティング	技術 開発
梅林豊志	代表取締役 社長CEO		●		●	●		●	●	●	●
徐 毅	取締役		●			●		●	●	●	
奥野文彦	取締役		●	●		●	●	●			
竹内隆夫	社外取締役 (監査等委員)	●			●	●					
石原美保	社外取締役 (監査等委員)	●		●		●					
坂本 淳	社外取締役 (監査等委員)	●	●			●	●			●	

※上記スキル・マトリックスは、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年2月20日現在)

名	称	太陽有限責任監査法人	
事	務	所	主たる事務所 東京都港区1丁目2番7号 赤坂Kタワー22階
沿	革	1971年9月	太陽監査法人設立
		2006年1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し、太陽ASG監査法人を設立
		2008年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を太陽有限責任監査法人に変更
		2008年7月	有限責任組織形態に移行し、太陽ASG有限責任監査法人となる
		2012年7月	永昌監査法人と合併
		2013年10月	霞が関監査法人と合併
		2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更
		2018年7月	優成監査法人と合併
概	要	資本金	530百万円
		構成人員	
		代表社員・社員	95名
		特定社員	5名
		公認会計士	376名
		公認会計士試験合格者等	253名
		その他専門職	216名
		事務職員	101名
		顧問	1名
		契約職員	276名
		合 計	1,323名
		関与会社	1,120社

以 上



株主総会会場行 送迎バス乗り場ご案内図

運行ダイヤ 2025年5月16日（金曜日）

阪急茨木市駅

西出口
バスバース発

9:00



J R 茨木駅

松ヶ本町バスターミナル
(イオン横) 発

9:15



(株)瑞光着

9:45

復路は当日会場にて
ご案内いたします。

阪急茨木市駅

【発着場所】

阪急茨木市駅 西出口バスバース



JR茨木駅

【発着場所】

JR茨木駅 松ヶ本町バスターミナル (イオン横)



